

平成27年（行ツ）214号

平成27年10月28日

最高裁判所大法廷 御中

【口頭弁論における陳述内容】

原審原告 鶴本 圭子

原審原告が、平成27年10月28日の大法廷口頭弁論において、口頭で陳述した内容は、下記の通りです。

記

原告の鶴本でございます。

2009年4月、私は、1人1票でなければ民主主義ではないことを知りました。それ以来、国内外の文献の調査、ジャーナリスト、米国大使、外交官との面談、全国市民との草の根活動などにより、およそ8000時間、この問題と向き合ってきました。

【国会活動の民主的正統性の根拠が1人1票の原則】

価値観が多様化する現代社会では、国民の間で意見が対立します。

そして憲法は、その国民が主権者である、つまり、国家の意思決定はその**国民の多数決ルール**に基づく、と定めています。

国会議員は、主権者ではありません。ですから、**国会活動の民主的正統性の根拠**は、**国民の多数が国会議員の多数を選ぶことにあります。**

ところが、0増5減（1人0.6票の選挙）の本件選挙では、国民の多数ではなく、少数である42%が国会議員の多数を選べます（上告理由書40頁下8～下2行）。

総務省選挙関連資料。平成 25 (2013) 年 9 月 2 日現在。訴状・別表 1) (別紙 2)。

国民の多数決原則が担保されない 0 増 5 減選挙を、何千回、何万回行ったところで、選挙は、**国会活動の民主的正統性の根拠**にはなりません。

民主的正統性のない国会が、内閣総理大臣を選び、最高裁判官を選び、法律を制定する、今の日本の統治の仕組みは、憲法の定める「**国民主権**」とは全く無縁のものです。

そして、選挙が国民主権と無縁となった原因を突き詰めていくと、**非人口比例選挙**を積極的に容認しつづけた**最高裁判決**にたどりつきます。

【米国最高裁長官の覚悟】

今年 7 月に来日した、米国・連邦最高裁・ロバーツ長官は、会見で、次のように、最高裁長官としての重い覚悟を述べられました。

「他の政治機構に影響する問題も時に判決しなくてはならないが、憲法の下で独立し、最善の努力をしている」(別紙 1)

米国でレイノルズ判決が言いされた 1964 年は、キューバ危機の 2 年後、ベトナム戦争の最中です。

【日本の最高裁】

日本では、昭和 51 年判決は、平成 23 年、24 年判決で実質的に変更されています。

しかし、それに続く 25 年、26 年判決は、依然として 1 人 1 票の原則を明言せず、**非人口比例選挙**を容認しています。

更に最高裁は、「合理的期間」論によって、**違憲状態**の選挙で選ばれた国会議員による国会活動を**合憲**と認めています。

そうであれば、各裁判官は、『民主的正統性のない選挙で選ばれた国会議員が、4年間も国家権力を行使することが、なぜ、憲法上許容されるのか』、国民が説得される理由を、個別意見において、示す義務があります（裁判所法 11 条）。

来年の憲法改正で、民主的正統性のない国会議員の発議により、非人口比例選挙を認める憲法改正が行われれば、日本は、事実上、国民主権国家ではなくなります。

今回 1 人 1 票の原則を否定する各裁判官は、現行憲法の下に生きる 1 億 2 千万人の国民と、将来、非国民主権国家で生きていく数十億人の日本国民に対する、重い説明責任を負っています。

民主主義は、国民が最大限の努力をしなければ維持できません。

私達原告、原告代理人は、市民として、日常の犠牲を伴いながらこの裁判を全力で行っています。

鬼丸かおる裁判官、山本庸幸裁判官、千葉勝美裁判官は、既に人口比例選挙の原則を明言されています。

ロバーツ長官は、日本の最高裁について、「公明正大さ、独立した健全な判断をすることを確信している」と発言されています（別紙 1）。

私も、この大法廷が、1 人 1 票の判決を言渡し、日本が「法の支配」の国であることを確信しています。

以上

2015.7.11 日付日本経済新聞（朝刊）



最高裁の寺田長官[㊦]と共同記者会見する米連邦最高裁のロバーツ長官（10日、最高裁）

日米最高裁長官 司法交流を強化

34年ぶり来日

来日中のジョン・ロバーツ米連邦最高裁長官が10日、最高裁で寺田逸郎

長官と会談し、国境を超えて起こる問題への法的な対応や、途上国への司法支援などについても意見を交わした。米連邦最高裁長官の来日はウォーレン・バーガー長官以来

34年ぶり。

終了後に共同で記者会見し、ロバーツ長官は「日米の司法交流を今後も続けていく」と述べ、最高裁や下級裁判所、司法研修所などの多分野で緊密に連携していく方針を示した。寺田長官は「協力していく土台がさらに固まった」と成果を強調した。

ロバーツ長官は米連邦最高裁について「他の政治機構に影響する問題も時に判決しなくてはならないが、憲法の下で独立し、最善の努力をしている」と説明。日本の最高裁について「廉潔性や公明正大さ、独立した健全な判断をすることを確信している」と述べた。